

令和2年11月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和2年11月30日】

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻803頁）

- (1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第26条第2項及び第3項）

ア 再任用職員以外の職員

一般職員 2.60月→2.55月（△0.05月）

管理職員 2.20月→2.15月（△0.05月）

イ 再任用職員

一般職員 1.45月→1.40月（△0.05月）

管理職員 1.25月→1.20月（△0.05月）

改定① 令和2年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
再任用職員 以外の職員	一般職員	6月	1.15	1.15 （変更なし）	1.125 （△0.025）
		12月	1.20	1.15 （△0.05）	1.175 （△0.025）
		3月	0.25	0.25 （変更なし）	0.25 （変更なし）
	管理職員	6月	0.95	0.95 （変更なし）	0.925 （△0.025）
		12月	1.00	0.95 （△0.05）	0.975 （△0.025）
		3月	0.25	0.25 （変更なし）	0.25 （変更なし）
再任用職員	一般職員	6月	0.65	0.65 （変更なし）	0.625 （△0.025）
		12月	0.70	0.65 （△0.05）	0.675 （△0.025）
		3月	0.10	0.10 （変更なし）	0.10 （変更なし）
	管理職員	6月	0.55	0.55 （変更なし）	0.525 （△0.025）
		12月	0.60	0.55 （△0.05）	0.575 （△0.025）
		3月	0.10	0.10 （変更なし）	0.10 （変更なし）

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和3年4月1日

2 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1080頁）

(1) 提案理由 会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第16条第2項及び第30条第2項）

ア フルタイム会計年度任用職員 2.60月→2.55月（△0.05月）

イ パートタイム会計年度任用職員 2.60月→2.55月（△0.05月）

改定① 令和2年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
（単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計年度任用職員	6月	1.15	1.15 (変更なし)	1.125 (△0.025)
	12月	1.20	1.15 (△0.05)	1.175 (△0.025)
	3月	0.25	0.25 (変更なし)	0.25 (変更なし)
パートタイム会計年度任用職員	6月	1.15	1.15 (変更なし)	1.125 (△0.025)
	12月	1.20	1.15 (△0.05)	1.175 (△0.025)
	3月	0.25	0.25 (変更なし)	0.25 (変更なし)

(3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和3年4月1日

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3676頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第27条第2項及び第3項）

ア 再任用職員以外の職員

一般職員 2. 60月→2. 55月（△0. 05月）

管理職員 2. 20月→2. 15月（△0. 05月）

イ 再任用職員

一般職員 1. 45月→1. 40月（△0. 05月）

管理職員 1. 25月→1. 20月（△0. 05月）

改定① 令和2年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
再任用職員 以外の職員	一般職員	6月	1. 15	1. 15 (変更なし)	1. 125 (△0. 025)
		12月	1. 20	1. 15 (△0. 05)	1. 175 (△0. 025)
		3月	0. 25	0. 25 (変更なし)	0. 25 (変更なし)
	管理職員	6月	0. 95	0. 95 (変更なし)	0. 925 (△0. 025)
		12月	1. 00	0. 95 (△0. 05)	0. 975 (△0. 025)
		3月	0. 25	0. 25 (変更なし)	0. 25 (変更なし)
再任用職員	一般職員	6月	0. 65	0. 65 (変更なし)	0. 625 (△0. 025)
		12月	0. 70	0. 65 (△0. 05)	0. 675 (△0. 025)
		3月	0. 10	0. 10 (変更なし)	0. 10 (変更なし)
	管理職員	6月	0. 55	0. 55 (変更なし)	0. 525 (△0. 025)
		12月	0. 60	0. 55 (△0. 05)	0. 575 (△0. 025)
		3月	0. 10	0. 10 (変更なし)	0. 10 (変更なし)

(3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和3年4月1日